



埼玉FPセンター
セマト 税理士だより
(旧)北村会計事務所

編集発行人
代表社員・税理士
不動産コンサルタント
C F P T L C

北村 喜久則
代表社員・税理士
行政書士・A F P
北村 秀子
顧問税理士(神田・星野・月岡)
事務所 〒336-0022
さいたま市南区白幡4-1-19
TSKビル5F
TEL 048(866)9734(代)
FAX 048(866)8591
<http://www.yamatotax.com>
[mail tax@yamatotax.or.jp](mailto:tax@yamatotax.or.jp)

あじさい

6月

(水無月) JUNE

日	12	26
月	13	27
火	14	28
水	15	29
木	16	30
金	17	・
土	18	・
日	19	・
月	20	・
火	21	・
水	22	・
木	23	・
金	24	・
土	25	・

6月の税務と労務

- | | | |
|-----------------------------|-------------------|------------------------------|
| 国 税／5月分源泉所得税の納付 | 6月 10日 | 地方税／個人の道府県民税及び市町村民税の納付(第1期分) |
| 国 税／所得税の予定納税額の通知 | 6月 15日 | 市町村の条例で定める日 |
| 国 税／4月決算法人の確定申告 | (法人税・消費税等) 6月 30日 | 労 務／健康保険・厚生年金保険被保険者賞与支払届 |
| 国 税／10月決算法人の中間申告 | 6月 30日 | 支払後5日以内 |
| 国 税／7月、10月、1月決算法人の消費税等の中間申告 | (年3回の場合) 6月 30日 | 労 務／児童手当現況届 |
| | | (市町村役場に提出) 6月 30日 |

ワンポイント 確定拠出年金の加入可能年齢の引き上げ

企業の高齢者雇用の状況に応じたより柔軟な制度運営を可能とするなどの観点から、令和4年5月より加入可能年齢が変わりました。企業型DC(企業型確定拠出年金)は70歳未満であれば加入者とすることができます、またiDeCo(個人型確定拠出年金)は65歳未満にそれぞれ引き上げられています。

資産税関係に

まつわるQ&A

〈譲渡所得税・相続税



テレビや雑誌で高齢者関係の資産の話題が多いようですが、これまで以上に資産税関係（譲渡所得・相続・贈与税）の相談も増えているようです。

そこで、今回は身近な問題を取り上げ、ポイントを簡単に整理してみます。

1 謙渡所得税関係

Q 所有していた土地を5000万円で譲渡しました。

A その際、未経過固定資産税等を8万5000円受け取り、租税公課のマイナスとして処理しています。何か、問題はありますか。

Q 令和3年中に自宅を譲渡しましたが、居住用財産を売却した場合の適用したところ課税譲渡所

A 固定資産税等は、その年の1月1日現在の所有者が4月から翌年3月までの1年分を負担します。

そして、商慣習から期間按分して精算することが実務上よく行われていますが、この金額は譲渡対価としての収入金額に算入しなければなりません。

なお、補償金、取壊費用、造成負担金、測量による精算金などの名目で受け取った金額があれば、これらについても譲渡所得の収入金額とされます。

2 合計所得金額による判定

Q 令和3年中に自宅を譲渡しましたが、居住用財産を売却した場合の適用したところ課税譲渡所

A 合計所得金額は、分離課税の譲渡所得により判定します。したがって、合計所得金額2800万円となり、基礎控除の適用はありません。

なお、次の諸控除については、合計所得金額に制限があるため適用に注意が必要です。

① 寡婦・ひとり親控除：50万円以下
② 配偶者控除及び配偶者特別控除：1000万円以下
③ 基礎控除：2500万円以下
④ 住宅借入金等特別控除：3000万円（令和4年1月1日以後居住は2000万円）以下である年のみ適用

3 重複適用できない特例

Q 令和2年に自宅を譲渡し、居住用財産を譲

得金額が0円（特別控除前の所得金額2800万円）であったため、基礎控除を適用しました。
この後、問題が生じることもありますか。

得金額が0円（特別控除前の所得金額2800万円）であったため、基礎控除を適用しました。

その後、令和3年に新たに自宅を取得して居住を開始し、令和3年分の確定申告で住宅借入金等特別控除を適用して申告しましたが、問題はないでしょうか。

A 租税特別措置法は、重複して適用できないことがありますので、適用を受けるには注意が必要です。

特に譲渡所得の特別控除と住宅借入金等特別控除は、資金の流れから関係性が深く、誤まりやすいところなので十分な注意が必要です。

新築等をした家屋を居住の用に供した個人が、下記の期間において、その家屋以外の家屋（それまで居住していた家屋など）について、居住用財産の譲渡の特例の適用を受けている又は受けける場合は、その者の居住年以後の各年分について、住宅借入金等特別控除を適用できません。
※令和2年4月1日以後に譲渡した場合：その居住の用に供

した年とその前2年・後3年の計6年間なお、ご質問のケースの場合、住宅借入金等特別控除の方が有利と後で気づいた場合でも特別控除を受けない修正申告はできず、住宅借入金等特別控除の適用を取り消す修正申告をすることがあります。

二 相続税関係

1 遺産分割のやり直しと課税関係

Q 昨年父が亡くなり、相続人は母と子供が3人です。当初法定申告期限までに遺産分割協議を済ませて申告しています。しかし、最近になって長男が母の面倒を見ないと言い出したため、相続人間で話し合った遺産分割協議をやり直し、再分配することになりました。このような遺産分割のやり直しは課税上問題ありませんか。

A 当初の遺産分割が法的に無効となる場合を除き、

遺産分割のやり直しが行われた場合、税法では最初に取得した者に所有権がありますので、無償で移転した財産については、贈与税の課税対象となります。

2 未支給年金

Q 先日母が亡くなり遺産等を整理すると、生存中の期間に係る国民年金で、母の死亡日現在未支給のものがありましたので年金事務所に請求して、未支給分を一時金として受け取りました。この未支給分は、相続財産として相続税の課税財産になりますか。

A 年金の受給者が死亡した場合において、未支給であった年金の支払いを遺族が受け取った場合には、その年金は相続税の課税財産ではなく、その遺族の一時所得に該当するとされています。

3 名義預金

Q 本年3月に亡くなつた父が、私の名義で預金をしていました。

父が管理していた預金ですが、このような預金は相続財産の算定上どのように考えたら良いのでしょうか。

A 相続人名義の預金であること、その原資となつた金員の出捐者、その管理・運用の状況、贈与の事実の有無を総合的に勘案して預貯金の帰属を判断します。そして、名義を借りているだけ被相続人のものと判断されると「名義預金」として相続財産に計上する必要があります。

4 特別縁故者の取扱い

Q ボランティアのCさんは身寄りのない老人のお世話をしていました。老人には、相続人等がいたため、自分が亡くなつた場合には、自分が亡くなつたら財産をCさんにあげると言つっていましたが、遺言はなく昨年亡くなりました。

Cさんは、周囲の勧めもあって家庭裁判所に特別縁故者への相続財産の分与請求の申立てを行つていたところ、本年4月にその請求

が認められ、相続財産の分与を受けられました。

この場合、課税関係はどうなりますか。

A 民法の特別縁故者に対する相続財産の分与の規定によれば、この場合、相続税は被相続人の相続開始時の法令に基づき計算され、課税される財産の価額は、その財産分与を受けた時の価額となります。



<当事務所の業務内容>

1. 会計 (1) 会計システムのサポート（システム分析、記帳指導、TKC・JDL他 OA 指導）
(2) 財務・金融面の指導（資金繰り指導、金融機関の御紹介等）
2. 税務 (1) 税務代理、税務申告書の作成、税務相談
(2) タックスプランニング、相続、贈与、事業承継設計
3. FP（ファイナンシャル・プランニング）業務（日本FP協会埼玉支部所属）
4. 経営支援 (1) 会社設立、各種規程（就業規則等）の作成
(2) 管理会計指導（継続 MAS）
5. 提携先 弁護士（峰岸）、司法書士（森崎）、社会保険労務士（戸田）、土地家屋調査士（片岡）、不動産鑑定士（鎌倉・岸田）、不動産会社、建設会社、保険会社は多数あり。

(スタッフ)	第1監査班 星野顧問	①財務支援	水落大介 (AFP)	一 飯島寿枝 (科目合格者・FP)	内田祐輝
		②	廣井里美 (AFP)	一 鈴木千尋 (FP)	篠崎理沙 (FP)
		③	近崎雄樹 (社会保険労務士)	一 辻 綾 (FP)	松本由紀
	第2監査班 柴崎コーチ	①経営支援	中村大祐 (科目合格者)	一 北村実喜 (科目合格者)	元橋暁潔 (AFP)
		②	木村隆志 (科目合格者)	一 山田直緒子 (AFP)	
(スタッフ)	第3監査班 神田顧問	①資産税	大田 靖 (国税OB)	一 平野朋子 (AFP)	
		②	月岡直樹 (税理士)	一 石津 悟 (CFP・宅建)	

※ 資格者 税理士 5名（顧問含む）、社会保険労務士 1名、行政書士 1名、宅地建物取引士 2名、税理士科目合格者 5名、不動産コンサルタント 1名、CFP 3名、AFP 7名、FP 技能士 6名、生保資格者多数、損保資格者 2名、秘書資格者 2名

A の計上時期は、原則とし 法人税では、ある収入が受け取つています。通知書は原則として、通知書を受け取つた4月に収益として計上するこ

Q 4月決算法人です。4月中に事業復活支援金の申請をし、5月に支給を受けましたが、いつの事業年度の収入に計上すればいいのでしょうか。振込手續が完了した旨の通知書は4月に受け取っています。

会計処理 事業復活支援金とは、その収入すべき日が確定した日の属する事業年度とされています。そして、事業復活支援金については交付が決定された日に、収入すべき権利が確定すると考えられます。よって、交付決定がされた日の属する事業年度の収益として計上しなければなりません。

住宅ローン控除の対象となる家屋等の取得対価の額

住宅用家屋の取得をする際に、その家屋と併せて構築物等の取得をする場合があります。住宅ローン控除を受ける場合に、この構築物等は税額控除額の計算に当たって「家屋等の取得対価の額」に含まれるのでしょうか。

住宅ローン控除の対象となる「家屋等の取得対価の額」には、門や塀等の構築物、電気器具、家具セット等の器具、備品又は車庫などの構築物等を家屋等と併せて同一の者から取得等をしている場合で、その構築物等の取得等の対価の額が僅少と認められるものを含めることができます。

しかし、家屋等はA社、構築物等はB社から購入するといった場合には、同一の者から購入しているものではありませんので、その構築物等の取得対価の額を「家屋等の取得対価の額」に含めることはできないことになります。